

# コスモズ通信

Vol.57  
平成29年11月

最近急に冷え込むようになりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。  
そろそろ、こたつや暖房器具をご利用になられる方が多いのではと思います。  
体調を崩しやすい季節にもなりますが、  
体調管理にはご注意ください。



## ★目次★

1. 【調剤】 年間領収書印刷手順について
2. 【調剤】 年末年始の保険調剤について
3. 【調剤】 NEXT バックアップ注意点について

 COSMO SYSTEMS  
コスモシステムズ株式会社

サポートサービス部

# 1. 【調剤】年間領収書印刷手順について

年間領収書の印刷方法をご案内いたします。

## NEXT の場合

- ①患者検索画面で印刷したい患者を検索して **F11(年間領収)** を選択します。
- ②年間領収書の画面が開きます。  
集計期間等必要事項を指定し、**F9(印刷)** を選択すると、プレビュー画面が表示されます。
- ③**F8(印刷)** を選択して、印刷してください。

年間領収証印刷条件

集計期間: [H2901] ~ [H2912]

発行日: [H291230]

患者指定: [2] 1.あり 2.なし

領収額: [1]  1:入金金額で集計  2:請求金額で集計

自費・OTC分: [1]  1:含まない  2:含む

内消費税: [1]  1:印字しない  2:印字する

税別金額印字: [2]  1:する  2:しない

小計

医療機関別出力: [2]  1:する  2:しない

保険別出力: [2]  1:する  2:しない

Esc 終了 F9 印刷

## Ver6 の場合

### ◇入金処理からの印刷方法

- ①患者検索画面で印刷したい患者を検索して **F7(入金処理)** を選択します。
- ②入金処理の画面が開きます。  
日付を指定し、**F1(領収書)** を選択します。

入金処理

患者コード: 8428 患者名: コスモ 花子

日付: [2017-01-01 ~ 2017-12-31] 発行日: [2017-11-15]

No	日付	時間	医師	種別	種別点数	定率負担	差額負担	請求合計	領収金額	未収金額	
1	17-02-14	17:18	医師 1		146	280	0	280	280	0	
2	17-02-22	17:22	医師 1		379	760	0	760	760	0	
3	17-09-28	15:59	医師 1		411	820	0	820	820	0	
									936	1,870	0

領収書 F1 入金処理 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12

### ◇患者登録からの印刷方法

- ①患者検索画面で印刷したい患者を検索して **F6(患者修正)** を選択します。
- ②**F12(年領収書)** を選択します。
- ③年間領収書発行の画面が開きます。  
発行年度を入力して、**Enter** を選択します。  
※患者登録毎（保険毎）管理になります。  
出力したい年度に保険が複数ある場合は、  
保険毎に印刷してください。

年間領収書発行

患者コード: 8428-01 患者名: コスモ 花子

最終来局日: 17-09-29

前年度負担額: 0 2016年

本年度負担額: 1,870 2017年

発行年度: [2017] 年

性別: [2] 女

本人・家族: [2] 家族

薬歴コード: [ ]

就業: [新] 30% [旧] 0%

保険者番号: [01340017] 旧番号: [ ]

記号・番号: [111-222]

職業上の事由: [ ]

有効期限: [ ]

老人負担者: [ ]

老人受給者: [ ]

患者負担率: [新] 30% [旧] 0%

小児 公費2 公費3 自己負担 高額療養

公費1 小児

負担者: [52340000]

受給者: [11111111]

福祉備考: [ ]

負担率: [20%]


負担上限: [5,000]

有効期限: [ ]

項目 内容

公費1	小児
負担者	52340000
受給者	11111111
福祉備考	
負担率	20%
負担上限	5,000
有効期限	

F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12



## 2. 【調剤】 年末年始の保険調剤について

この時期にお問い合わせの多い内容についてまとめてみました。

### 【休日加算の算定条件】

- (イ) 休日加算の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日をいう。なお、1月2日、3日、12月29日、30日及び31日は休日として取り扱う。
- (ロ) 休日加算は次の患者について算定できるものとする。なお、①以外の理由により常態として又は臨時に当該休日に関局している保険薬局の開局時間内に調剤を受けた患者については算定できない。
- ① 地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている施設、又は輪番制による休日当番保険薬局等、客観的に休日における救急医療の確保のために調剤を行っていると思われる保険薬局で調剤を受けた患者
  - ② 当該休日を閉局しないこととしている保険薬局で、又は当該休日に調剤を行っている保険薬局の開局時間以外の時間（深夜を除く。）に、急病等やむを得ない理由により調剤を受けた患者

（平成 26 年 3 月 5 日，保医発第 0305 第 3 号）

### 【長期投与についての Q&A】

**Q** 1 回 14 日分を限度とする内服薬については、年末年始や長期旅行などの事情であれば 1 回 30 日分まで投与することが認められています。通常 1 回 30 日分を限度とする内服薬については、特殊な事情であれば 30 日分を超えて投与することができるのでしょうか。また、投与日数制限を超えて調剤した場合、レセプト請求時に何か注意すべきことはありますか。

**A** 通常 1 回 30 日分を投与限度とされている内服薬または外用薬については、**たとえ特殊な事情があったとしても、1 回 30 日分を超えて投与することは、保険請求上、認められていません。**年末年始や長期の旅行などの特殊な事情がある場合に、通常の限度を超えて投与することが認められているのは、1 回 14 日分を限度とされている内服薬または外用薬のみであって、そのような場合でも「旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1 回 30 日分を限度として投与」するよう求められています。

また、特殊な事情があるため、保険医が投与日数の上限を超えて投与する必要があると判断した場合には、処方せんの「備考」欄に「その理由」を記載することになっています。そのような処方せんを調剤した場合には、レセプトの「摘要」欄にその理由を転記することが必要ですので、忘れないようにしましょう。

（平成 28 年版 保険調剤 Q&A 調剤報酬点数のポイント）

※県によって解釈が異なる場合がございます。詳細は、各県薬剤師会様等にご確認

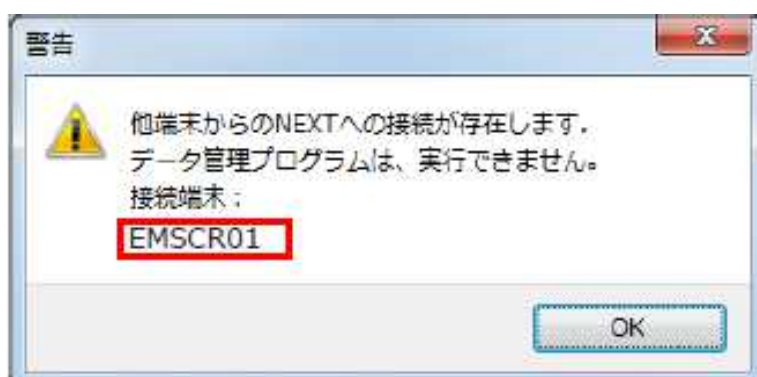
いただきますようお願い申し上げます。

### 3. NEXT バックアップ注意点

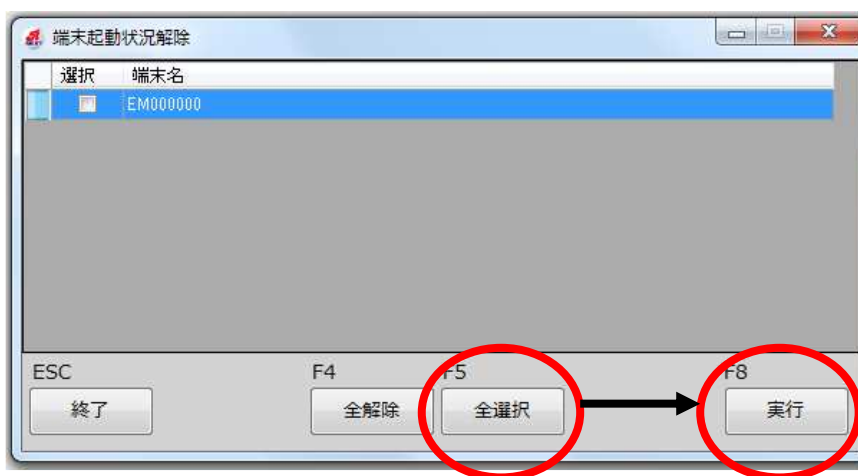
トラブル時などにはお客様にとっていただいているバックアップからデータを復元いたします。  
業務終了後、バックアップをお願いいたします。  
最新のデータが必要になりますので、毎日作業をお願いいたします。  
※バックアップにはお時間がかかります。十分お時間がある時に行ってください。

#### 《バックアップエラーについて》

バックアップ時に、「他端末からのNEXTへの接続が存在します。」というエラーが出て、データ管理が起動できないことがあります。接続端末を確認し、エラーメッセージは「OK」で閉じてください。



接続端末が  
起動していた場合…他端末のNEXTを閉じて、再度データ管理を起動してください。  
起動していない場合…デスクトップ（もしくは、画面下のスタートボタンを押して）  
「PC」もしくは「コンピューター」から  
DATA (D:) →ReceptyN→EMサポートツール→⑭端末起動状況解除を起動します。



**F5**全選択→**F8**実行を選択すると端末名が表示されなくなりますので、**ESC**終了で閉じてください。その後、再度バックアップを行うとエラーは出なくなります。